

北上地区消防組合管理者部局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月7日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第6号

北上地区消防組合管理者部局組織規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合管理者部局組織規則（昭和51年北上地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 庶務係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に関すること。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク <u>岩手県市町村職員共済組合、岩手県市町村職員互助会</u> 及び<u>岩手県市町村職員退職手当組合</u>に関すること。</p> <p>ケ～シ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 庶務係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に関すること。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク <u>岩手県市町村職員共済組合、岩手県市町村職員健康福</u> <u>利機構及び岩手県市町村総合事務組合</u>に関すること。</p> <p>ケ～シ [略]</p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。